

第44回公開セミナー議事概要
「確約手続の国際比較 ～日・米・欧の観点から～」

- 1 日時 平成29年6月23日（金）14：00～16：00
- 2 場所 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
公正取引委員会大会議室（11階）
- 3 議事次第
 - (1) 開会の辞（14：00～14：05）
岡田羊祐 CPRC所長／一橋大学大学院経済学研究科教授
 - (2) 講演①【日本】（14：05～14：15）
小室 尚彦 公正取引委員会 経済取引局 企画室長
 - (3) 講演②【米国】（14：15～14：45）
大軒 敬子 弁護士（ホワイト&ケース法律事務所／ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所〔外国法共同事業〕）
 - (4) 講演③【欧州】（14：45～15：15）
杉本 武重 弁護士（ギブソン・ダン・クラッチャー法律事務所〔ブリュッセルオフィス〕）
 - (5) コメント（15：15～15：35）
泉水 文雄 神戸大学法学研究科教授
 - (6) 質疑応答（15：35～15：55）
 - (7) 閉会の辞（15：55～16：00）
岡田羊祐 CPRC所長／一橋大学大学院経済学研究科教授
- 6 質疑応答の概要
各講演者からの講演の後、講演者とフロアとの間で、大要以下のとおりの質疑応答がなされた。

（質問者1）まず、小室室長への質問。日本の制度は、米国や欧州とは異なり、マーケットテスト（意見募集）が義務化されておらず、手続の透明性が確保されていないのではないか。

次に、大軒弁護士への質問。講演資料5頁によれば、DOJの同意判決には「裁判所の承認が必要」とある一方、同10頁によれば、FTCの同意命令については「裁判所の関与なし」とある。Antitrust Procedures and Penalties Act（1974年。通称Tunney Act）では、同意判決案について裁判所の承認が必要と規定されていると認識しているが、「裁判所の関与なし」とはどういった根拠によるものか。

最後に、杉本弁護士への質問。EUにおける確約手続でのコミットメントが、後々の損害賠償訴訟において、違法行為があったことの証拠になり得るか。

(小室室長) 意見募集の実施については、個別事案の内容について、審査中の段階で公表することとなり、事業者の秘密情報が公になってしまうことも考えられることから法律で一律に義務付けることはしなかったものである。ただし、審査の一環として、被害者等の第三者から事実確認はしており、また、必要に応じて、第三者から広く意見を聞くことはあり得るものと考えられる。

(大軒弁護士) Antitrust Procedures and Penalties Actは、DOJの手続に適用されるものであって、FTCの同意命令に係る手続には適用がないため、裁判所の関与がないということである。

(杉本弁護士) 確約手続では、違反のおそれがある行為についての競争総局の「懸念」が表明されるものであって、違反の事実が認定されるわけではなく、違法行為を示す間接事実となり得るような事実が明らかになる可能性があるものの、確約決定自体が直ちに違法行為の存在を立証するものとはならないと考えられる。

(質問者2) 3点申し上げる。

まず、確約制度でハードコアカルテルが対象ではないというのは、正確ではないのではないかと。米国では、DOJが、e-book事件(2016)の価格カルテルを当然違法として確約手続で取り上げたのであって、ハードコアカルテルであれば直ちに確約の対象外と整理できないのではないかと考えている。

また、日本で確約制度が導入されれば、独占禁止法違反のおそれがある事案を確約手続で処理するか否かの判断が公正取引委員会の裁量に委ねられることになってしまうが、それは、現行法において違法行為に対しては法定の課徴金算定率を適用して一律に処理していることと相容れないのではないかと。

最後に、確約計画の不履行があった場合、欧州で導入されているような履行強制金を徴収するような仕組みが必要ではないかと。

(杉本弁護士) 履行強制金についてお答えする。もし、履行強制金を徴収することとした場合、事業者側が抱く不安感は大きいと予想される。将来的に履行強制金の導入はあり得るとしても、まずは一旦の落としどころとして、履行強制金は導入せず、バランスを取ったということではないかと。

(小室室長) 条文上、確約手続の対象となるか否かは「公正かつ自由な競争の促

進を図る上で必要があると認めるとき」の要件を満たすか否かについて、公正取引委員会が個別に判断することとされている。価格カルテルや入札談合はこの要件を満たさないと整理されるものと考えられる。一方、私的独占や不公正な取引方法の中でも、行為の態様が悪質であるときや繰り返し違反を行っている場合など確約制度になじまないような場合については確約手続の対象とならないということはあるものであり、その場合、違反事実が認定されれば課徴金が課されることとなる。いずれも要件の該当性により判断されるものである。

確約計画の履行について。個人的な意見であるが、確約手続では、公正取引委員会と事業者との間で十分にコミュニケーションを取りながら排除措置計画の内容が議論されることとなり、また、公正取引委員会が示す競争上の懸念や排除措置計画の概要は、事後的に一定程度公開されることが想定されることから、事業者の不履行が問題となるような懸念は大きくはないのではないかと考えている。逆に、運用開始後、不履行が問題となるようであれば、それを立法事実として捉え、制度の再設計を検討していくということではないか。

(質問者3) 平成29年6月1日に公正取引委員会が公表したアマゾンジャパン合同会社の事案では、同社の行為について独占禁止法の規定に基づいて審査が行われた後、自発的な措置を速やかに講じるとの同社からの申出を踏まえ、公正取引委員会が、その申出の内容を、違反の疑いを解消するものとして認め、審査を終了することとしたものと承知しているが、同件のような処理と確約手続による処理との今後の使い分けについて伺いたい。

(小室室長) 個人的な意見になるが、本件は、将来同様の事案が発生した場合には、確約手続で処理される可能性のあるような案件だったのではないかと考える。また、本件だけをみれば、確約制度が無くても事業者からの自発的な措置を引き出すことができるのではないかとこの意見も予想される場所であるが、排除措置計画の認定により、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われないことが明確となるという法的安定性や、手続の透明性確保という観点からは、法的に定められた制度・手続を整備することには重要な意義があると考えられる。

以上